

第32回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和8年2月10日

## 第32回農業委員会（総会）

令和8年2月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名  |      |
| 第 2 | 報告第1号<br>農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）                      | … 1件 |
| 第 3 | 報告第2号<br>農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）                      | … 8件 |
| 第 4 | 報告第3号<br>農地法第18条第6項の規定による賃借権の解約通知について（報告）                     | … 5件 |
| 第 5 | 報告第4号<br>農地利用変更届出について（報告）                                     | … 1件 |
| 第 6 | 議 第1号<br>農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 4件 |
| 第 7 | 議 第2号<br>農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 1件 |
| 第 8 | 議 第3号<br>農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 2件 |

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生
13 番	奥村 次一	14 番	堀 祐子		

### ・会議に欠席した委員

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主査	湯村 亮太
------	-------	----	-------	----	-------

事務局長           では、只今から第32回草津市農業委員会 総会を開催します。  
感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。  
その他、会議途中で、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。  
また、本日は傍聴の方はおられません。  
議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長           では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長           ありがとうございます。  
それでは、今井会長よろしく願いいたします。

会長               みなさま、お疲れ様でございます。本日は総会のあと、市街化調整区域における地区計画制度について研修がございます。その後、運営委員会も開催予定でありますので、会議を円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会長               ただいまから、第32回草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、お手元に配布いたしました通りです。  
では、これより日程に基づき、議事を進めます。  
議事にかかる図面については、いつものようにタブレット端末で確認いただきますよう、お願いします。

会長               日程に入ります前に、前回の総会において、慎重なるご協議いただいた、議第59号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」であります。議案書送付時に同封いたしましたように、市に意見を付し、回答をいたしました。  
農業委員会からの意見に基づき、市農林水産課と所有者とで調整された結果、新たな耕作者と権利設定をすることになりました。  
なお、本日、運営委員会を開き、市農林水産課を招き、この件にかかる経過報告を行っていただくこととなりましたので、この場を借りてご報告いたします。

会長                    それでは、審議に戻り、これより日程に入ります。  
                          日程第1会議録署名委員の指名を行います。  
                          会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番1番 奥村厚夫委員、議席番号10番 田中廣之委員、以上の兩人を指名いたします。

会長                    日程第2報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局                報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

                          この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

                          今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

                          番号1番は、上笠五丁目に住所を有する届出人が、露天駐車場を目的として、届出人が所有する、上笠五丁目地先の畑1筆437㎡を転用されようとするものです。

                          隣地との境界は、隣接地と高低差ができないように10cm前後の盛土をされます。

                          雨水排水は、基本自然浸透にて対応されますが、余剰水は北側にある既設の側溝へ放流されます。

                          隣接地は、道路・雑種地・届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

                          なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月13日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長                    以上で事務局の説明が終わりました。  
                          発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

                          (質問・意見なし)

会長                    発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

会長                    次に、日程第3報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出

の報告について」番号1番から8番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、8件です。議案書は、3から5ページです。

番号1番は、大阪市北区大淀中一丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲住宅の造成を目的として、譲渡人が所有する、追分五丁目地先の畑1筆582㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。なお、宅地など非農地を含む開発区域は全体で2,789㎡です。

隣地との境界は、L型擁壁を設置し、最大で1m程度の切土および一部盛土を行います。

雨水排水は、届出地内に側溝および会所柵を複数箇所設置し、北側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、宅地、道路および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番、3番は、一体での利用計画となっておりますので、まとめて説明いたします。

南草津二丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲住宅の造成を目的として、譲渡人が所有する、追分五丁目地先の畑5筆計702㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、50cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、届出地内に側溝および会所柵を複数箇所設置し、東側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号4番は、追分五丁目に住所を有する譲受人が、住宅の一部として、譲渡人が所有する、追分五丁目地先の登記地目畑、現況用悪水路15㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人と譲渡人の関係は、隣人です。

当該地は、譲受人の先代が、平成20年頃に隣接地からの排水を受ける水路として利用するため施工しましたが、現在は水路として機能しておらず、

そのままとなっております。

今回、譲渡人が上流部の売却を行い、併せて所有地の整理を行うに際し、隣人である譲受人と協議をされ、贈与とすることで話がまとまったため、顛末書を添付の上、転用の届出がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号5番は、東矢倉四丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲宅地の造成を目的として、譲渡人が所有する、東草津二丁目地先の田1筆946㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、L型擁壁およびコンクリートブロックを設置し、最大で70cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、届出地内に側溝および会所枡を複数箇所設置し、西側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号6番は、木川町に住所を有する譲受人2名が、自己用住宅を目的として、譲渡人が所有する野路町地先の田3筆計152.85㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地につきましては、令和7年12月に同内容で、譲受人1名の単独所有で受理済みでございますが、後日、夫婦で共有名義にしたいとの相談があり、譲受人を2名の共有に変更して、改めて届出がなされたものです。

当該届出は、市街化区域の農地転用であり、農地法上、事業計画変更という特段の取り扱いがありませんことから、届出の上書きとして処理するものです。その他の内容に変更はございません。

隣地との境界は、法面処理とし、北側道路高に合わせ、30cm前後の盛土および切土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田、道路および届出者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号7番は、守山市焰魔堂町に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、分譲宅地の造成を目的として、譲渡人が所有する、野路六丁目地先の畑1筆、登記地目田、現況畑2筆計805㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。なお、宅地など非農地を含む開発区域は全体で2,307㎡です。

隣地との境界は、L型擁壁および既設のコンクリートブロックを利用し、

最大で40cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、届出地内に側溝および雨水枡を複数箇所設置し、西側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、宅地、山林および届出者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号8番は、大津市末広町に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、住宅を目的として、譲渡人が所有する、笠山三丁目地先の畑2筆計329㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、既設のL型擁壁およびコンクリートブロックを流用し、15cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、届出地内のU字溝および雨水枡を経由し、東側道路側溝へ放流される計画です。

隣接地は、畑、宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月22日付、番号2番・3番・4番は1月5日付、番号5番は1月8日付、番号6番・7番は1月16日付、番号8番は1月5日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるも

のであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、5件です。議案書は6～7ページです。

番号1番は、矢橋町に住所を有する賃借人は、賃貸人が所有する矢橋町地先の田1筆1,737㎡に対して、農地法第3条に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、合意解約がなされました。

番号2番は、下笠町に住所を有する賃借人は、賃貸人が管理する下笠町地先の田1筆2,208㎡に対して、農用地利用促進計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

解約後は、農地中間管理機構が、新たな耕作者と契約される予定です。

番号3番から番号5番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人における対の解除通知となっています。

番号3番から5番は、関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

北山田町に住所を有する番号3番の賃借人は、番号4番の賃貸人が所有する北山田町地先の畑2筆計2,235㎡と番号5番の賃貸人が所有する下笠町地先の畑1筆1,462㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用集積等促進計画により、これまで賃貸借権の設定をされておりましたが、使用貸借契約に移行のため、今回、合意解約がなされたものです。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第3号を終わります。

会長 次に、日程第5報告第4号「農地利用変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第4号農地利用変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとする場合、届出いただくものです。

特段、法令上の規定はございませんが、登記地目を変更する場合、農業委員会の証明が必要となることと、造成行為を伴う場合があり、農地転用との区別を行うためにも届出を促しているものです。

今月の届出は、1件です。議案書は 8 ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する矢橋町地先の田1筆32㎡について農地利用変更届を提出されました。

届出地の近隣地は、住宅開発がされており、田としては耕作が難しいため、畑として、季節野菜を栽培されます。

今回、盛土はございません。

また、隣接地は、自己所有地と宅地で、隣地承諾が必要な農地はございません。

以上1件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番は、1月14日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

会長

次に、日程第6議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題としますが、番号1番は、議席番号2番 我孫子利和委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、1番の案件を他の案件と分け、先行して審議することといたします。

よって、同委員におかれましては、番号1番の審議が終了するまで間、退席をしていただきます。

(委員 退室)

会長

それでは、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可

をすることについて」番号1番の案件を議題としとして、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、4件です。議案書は、9～10ページです。

番号1番は、東草津三丁目に住所を有する子こと、譲受人が、同じく東草津三丁目に住所を有する父こと、譲渡人が自己の所有する、青地町地先の田、2筆計2,228㎡を贈与にて取得されようとするものです。

なお、父と子は、同一世帯でございます。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

今回の申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

第2号の法人要件については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、同一世帯であり、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、1番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番  
奥村

1月12日現地確認を行いました。その他は、事務局から説明がありましたとおりでして、親子間の贈与ということで、現地に関しましては特に変更ないということですので問題はありません。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 番号1番の審議が終了しましたので、議席番号2番 我孫子利和委員の入場を認めます。

(委員 入場)

会長 続きまして、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」残る番号2番から4番までの案件を議題としとして、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 次に、番号2番は、北山田町に住所を有する譲受人が、京都府京都市山科区大宅五反畑町に住所を有する譲渡人が所有する、北山田町地先の田5筆計3,977㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、規模拡大のため農地を探していたところ、離農する譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号3番は、御倉町に住所を有する譲受人が、愛知県北名古屋市宇福寺中杵に住所を有する譲渡人が所有する、御倉町地先の田、1筆1,255㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲受人と、譲渡人は親戚です。

譲受人は、既に当該地で耕作されており、離農しようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

番号4番は、守山市欲賀町に住所を有する譲受人が、芦浦町に住所を有する譲渡人が所有する、芦浦町地先の田、2筆計3,293㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、経営規模拡大を目的に農地を探していたところ、規模縮小しようとする譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

今回の2番から4番までの申請における、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、各案件とも、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

番号4番は、他市で耕作されていることを確認しています。

第2号の法人要件については、番号2番のみ該当します。この法人要件については、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件の各要件を満たしております。

第4号の農作業常時従事要件については、各案件とも、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、番号2、4番は、生産組合長より同意をいただいております。

番号3番は、既に当該地で農業をされております。

以上のことから、2番から4番までの案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号2番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番  
中島

先月申請がありました場所を現地確認いたしましたところ、何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員お願いします。

6番 3番の案件につきましては、12月20日に山岡推進委員と現地確認を行いました。贈与の申請です。譲受人の方が引き続き耕作をされていくとのことですので、問題ありません。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番 12月24日に一浦推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方は、守山市で耕作をされておられます。申請場所との距離も離れておりませんので、問題なく耕作ができると判断いたしました。以上です。よろしく願いいたします。

会長 これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。  
ただいま議題となっております議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号2番から4番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号2番から4番までの案件を原案のとおり決定いたしました。  
これにより、番号1番から4番までの全ての案件が原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第2号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、11ページです。

番号1番は、のちに説明いたします議第3号番号1番と関連する案件です。南笠町に住所を有する申請人が、自己が所有する、南笠町地先の登記地目田、現況雑種地1筆581㎡を露天駐車場として、転用されようとするものです。

当該申請地は、約30年前、平成8年頃から、隣接する、申請者が経営する工場の駐車場として利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回、顛末書を添付のうえ、申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3番 杉江 中野推進委員さんと現地確認いたしました。現地はすでに駐車場となっております。周辺におきましても問題ないと判断いたしました。以上です。

会長

では、これより、質疑に入ります。

ただいまの事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

ご発言ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第8議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第3号農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、12ページです。

番号1番は、先に説明いたしました議第2号番号1番の案件と一体で利用される計画です。

南笠町に住所を有する譲受人が、露天駐車場として、譲渡人が所有する、南笠町地先の登記地目田、現況雑種地1筆25㎡を、売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地は、平成8年頃から、隣接する、譲受人が経営する工場の駐車場として利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回、顛末書を添付のうえ、申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。  
農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、下笠町に住所を有する譲受人が、露天駐車場として、譲渡人が所有する、下笠町地先の畑1筆195㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、近接地に住んでおられ、家族が定期的に訪れる際や、自身の事業の車両置場として、当該申請地を駐車場として利用するため、本申請をなされました。

隣地との境界は、既設のコンクリートブロックの流用、および隣接地と高低差ができないように20cm前後の盛土をされます。雨水排水については、浸透式で対応され、余剰水は西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3 番  
杉江 番号1番の案件につきましては、先ほどの4条の申請と同じであります。  
中野推進委員さんと現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局  
からの説明のとおりでありまして、顛末案件でもありますことから問題ない  
と思われます。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8 番  
田中 事務局からの説明のとおりであります。現在畑になっているのですが、作  
付けはされずに放置されておりました。譲受人の方は近くに自宅がありまし  
て、駐車場を探しておられ、今回話がまとまり申請をされました。

会長 これより、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言  
いただきますよう、お願いします。

10 番  
田中 1番の案件についてお伺いしたいのですが、南笠町●●●番と関連案件  
でありました、4条の申請南笠町●●●番、地番が離れているように思うの  
ですが、間違いではありませんか。また、申請人の住所と土地の所在地が同  
じなのですが、これは合っているのでしょうか。

事務局 再度、住民登録と公図で確認しましたが、間違いではありません。

14 番  
堀 職業の関係上住所について申し上げさせていただきます。住所の住所表記  
と、土地の地番は違うことがよくあります。必ずしも一致はしませんし、番  
地が飛んでいることも多々ありますので、おかしいことではありません。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第3号「農地法第5条  
第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番  
の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第3号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年2月

会 長 今井 修

---

署名委員 奥村 厚夫

---

署名委員 田中 廣之

---